

第4期日光市役所環境配慮率先行動計画

—日光市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）—

令和8（2026）年3月

日光市

目 次

第1章 計画策定の背景	
1 地球温暖化問題	1
2 国際的な動き	1
3 国内の動向	1
4 県の取組	2
5 計画策定の背景	2
第2章 計画の基本的事項	
1 計画の目的	3
2 計画の期間	3
3 計画の対象範囲	3
第3章 温室効果ガス総排出量の現況把握	
1 温室効果ガスの種類と排出源	6
2 現在の温室効果ガスの総排出量	6
第4章 温室効果ガスの削減目標	
1 削減の数値目標	9
2 クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス削減の数値目標	10
第5章 削減への取組	
1 具体的な取組	11
2 イベントにおける取組	13
3 削減効果の高い取組	15
第6章 推進・点検体制	
1 組織体制	18
2 推進のための方策	18
第7章 計画の点検・評価	
1 点検方法	19
2 点検結果の評価	19
3 点検結果の公表	20
4 計画の見直し	20

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球温暖化影響としては、①海面水位の上昇、②異常気象の増加、③生態系の他、農林水産資源への影響、④熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられます。

2025（令和7）年1月に世界気象機関（WMO）は、2024年が観測史上最も暑い年であったと発表しており、私たちの生活に対する甚大な被害の発生が懸念されています。

2 国際的な動き

1992（平成4）年に気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994（平成6）年には条約が発効いたしました。

ドイツのベルリン（COP1）から締約国会議が始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められ、1997（平成9）年の地球温暖化防止京都会議（COP3）において、先進国に温室効果ガスの排出削減を義務付ける京都議定書が採択されました。

その後、2015（平成27）年の気候変動条約締約国会議（COP21）では、2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減に取り組む「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」はすべての国が温室効果ガス削減のための目標を作り、公平で実効性のある合意とされました。またEU（欧州連合）では、2025（令和7）年2月に気候変動対策と競争力強化を同時実現させるための政策文書「クリーン産業ディール」を公表し、脱炭素化、産業構造の転換、イノベーションを同時に促進することを目指すとしました。

3 国内の動向

1998（平成10）年、地球温暖化対策への取組として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を公布し、1999（平成11）年4月に施行しました。

2005（平成17）年に京都議定書に定められた6%の削減目標の達成に向けた「京都議定書目標達成計画」が定められ、その後、パリ協定を踏まえ、2015（平成27）年に「日本の約束草案」を国連に提出し、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度と比べて26%削減する目標を掲げ、2016（平成28）年に日本の地球温暖化対策を推進する「地球温暖化対策計画」が定められました。

2020（令和2）年10月国内の温暖化ガスの排出を2050年までに実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル宣言」が表明され、2021（令和3）年10月に政府の事務・事業を対象とした政府実行計画において2030（令和12）年度までの削減目標を50%とし、積極的な再エネ電力の調達等を掲げています。

4 県の取組

1997（平成 9）年に栃木県環境基本条例を制定、またその理念に基づき栃木県環境基本計画を策定し、地球温暖化問題への取組方針を示しています。

2011（平成 23）年 3 月には、「栃木県地球温暖化対策地域推進計画」、「栃木県庁環境保全率先実行計画」及び「栃木県地域新エネルギービジョン」を統合した「栃木県地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後見直しを行い計画期間を 2016（平成 28）～2020（令和 2）年度とする改訂を行いました。中期目標として 2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）比 26%削減とし、省エネ対策や再生可能エネルギーの利活用などを推進しました。

その後、国の「2050 年カーボンニュートラル宣言」や「政府実行計画」を受け、2022（令和 4）年 3 月に「とちぎ 2050 年カーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を策定し、2030（令和 12）年度までの温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）比で 50%削減を目指すとしています。

5 計画策定の背景

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づき地方公共団体は、その事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「実行計画」とする）を策定するものされています。

日光市においては、市の事務・事業を対象とした温室効果ガス削減に関する計画として 2010（平成 22）年 3 月に日光市役所環境配慮率先行動計画（以下、「率先行動計画」という）、2015（平成 27）年 3 月に第 2 期率先行動計画を策定し、それぞれ基準年度 2007（平成 19）年度とし、環境に配慮した取組を推進し、環境負荷の低減を図ってきました。

2021 年（令和 3）3 月に第 3 期率先行動計画を策定した際に、国の動向を踏まえ基準年度を 2013（平成 25）年として令和 7 年度までの温室効果ガス削減目標を 25%と掲げました。

こうした中で、2021（令和 3）年 12 月に脱炭素社会に向けた明確な道筋を示すために、2050 年までに温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指す「2050 年ゼロカーボンシテイ」宣言を行いました。

政府実行計画に準じた取り組みを推進し、ゼロカーボンシテイの実現を図るために、第 4 期の本計画を策定します。

なお、本計画は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」であるとともに「日光市環境基本計画」の下位計画になります。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という）の第21条第1項及びパリ協定における「日本の約束草案」に基づき、日光市役所が事業者・消費者としての立場から、環境に配慮した行動に率先して取り組むことにより環境への負荷を出来る限り低減させることを目的とします。本市の事務・事業について、財やサービスの購入・使用や建築物の建設・管理、エネルギー使用の抑制、ごみの分別、廃棄物の減量化等とともに、これらの推進体制の整備などの基本的事項を定めます。

2 計画の期間

本計画は、2013（平成25）年度を基準年度、2026（令和8）年度を初年度とし、2030（令和12）年度を目標年度とします。また、目標年度までに必要がある場合には見直しを行います。

3 計画の対象範囲

《対象とする事務・事業》

本計画における「地方公共団体の事務及び事業」の範囲は、地方自治法に定められた行政事務すべてが対象となります。市役所の事務及び事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、水道、下水道、公立学校、診療所、文化施設、観光施設等も含まれます。また、外部への委託、指定管理者制度等により実施するものも対象となります。このことから、温室効果ガスの排出の削減等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

《対象とする組織・施設》

（令和8年3月末）

部 局	対 象 課	主 な 施 設 名
企画総務部	総合政策課 デジタル戦略課 秘書広報課 総務課 人事課	女性サポートセンター（清滝出張所）
財務部	財政課 資産経営課 契約検査課 税務課	市役所本庁舎、東庁舎、西庁舎、元代替バス車庫、車庫、通洞自動販売機、栗山中学校（避難所）、栗山中央保育園、今三小東側駐車場、西庁舎裏駐車場
地域振興部	地域振興課 日光行政センター	今市中央コミュニティセンター、市民活動支援センター、南原出張所（南原地区コミュニティセンター） 小来川地区センター、中宮祠出張所（奥日光コミュニティセンター）、日光行政センター、所野コミュニティセンター ふれあいの郷小来川、各街区公園、稲荷町防災公園、東武駅

	<p>藤原行政センター</p> <p>足尾行政センター</p> <p>栗山行政センター</p>	<p>前街路灯</p> <p>藤原行政センター、三依地区センター</p> <p>温泉駅前広場、鬼怒太の湯、鬼怒子の湯、各公園、街路灯</p> <p>足尾行政センター、足尾分庁舎</p> <p>栗山行政センター、湯西川地区センター</p> <p>湯西川体験農業交流センター、市道ロードヒーティング、繁殖牛集中管理センター、川俣ふれあい広場</p>
市民生活部	<p>生活安全課</p> <p>市民課</p> <p>保険年金課</p> <p>資源循環推進課</p>	<p>日光聖苑</p> <p>国民健康保険栗山診療所</p> <p>クリーンセンター、リサイクルセンター、環境センター、各ストックヤード、各中継基地</p>
健康福祉部	<p>社会福祉課</p> <p>高齢福祉課</p> <p>子ども家庭支援課</p> <p>保育課</p> <p>健康課</p>	<p>藤原高齢者生活福祉センター「ふじの郷」</p> <p>生きがいセンター、日光福祉保健センター、小来川デイサービスセンター、中宮祠介護サービスセンター、栗山デイサービスセンター、西川デイサービスセンター、シルバー人材センター日光事務所・藤原事務所</p> <p>家庭児童相談室</p> <p>地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、各保育園、各児童館、各こどもオアシス館、各たんぽぽ広場</p> <p>今市保健福祉センター、小来川診療所、奥日光診療所、湯西川診療所、三依診療所、休日急患こども診療所</p>
観光経済部	<p>観光課</p> <p>日光観光課</p> <p>藤原観光課</p> <p>足尾観光課</p> <p>栗山観光課</p> <p>商工課</p> <p>農政課</p> <p>環境森林課</p>	<p>今市宿市縁ひろば、かたくりの湯、平ヶ崎憩いの森</p> <p>日光郷土センター、やしおの湯、日光温泉、湯元園地足湯、交流促進センター、霧降高原キスゲ平園地、市営駐車場、各トイレ</p> <p>上三依水生植物園、鬼怒川レジャー公園、川治ふれあい公園、薬師の湯、鬼怒川公園岩風呂、みよりふるさと体験村センター、川治ダム資料館、鬼怒川温泉駅前駐車場</p> <p>かじか荘、銀山平キャンプ場、庚申山荘、足尾銅山観光、環境学習センター、銅ふれあい館、庚申の湯、原向駅展示室、銅親水公園、足尾生産展示直売所、古河橋ポケットパーク、各トイレ</p> <p>土呂部キャンプ場、上栗山オートキャンプ場、湯の郷湯西川観光センター、平家の里、湯西川水の郷、各温泉給湯施設、各トイレ</p> <p>道の駅日光、木彫りの里工芸センター、小倉山森林公園</p> <p>大室ダム、農村環境改善センター</p> <p>シモツケコウホネ給水ポンプ</p>

建設部	都市計画課	中央町駐車場、あずま町駐車場、JR今市駅自転車駐車場、下今市駅自転車駐車場、市営バス乗務員詰所
	建設課	
	維持管理課	平ヶ崎ポンプ場、下野大沢駅西口・文挾東口請願駅舎、各公園
	建築住宅課	
上下水道部	下水道課	各水処理センター、各ポンプ場
	水道課	水道庁舎、各浄水場、各簡易水道施設、各ポンプ場
会計管理者	会計課	
教育委員会	学校教育課	各小中学校、日光学校給食センター、藤原学校給食センター、足尾学校給食センター、教育支援センター
	生涯学習課	赤間々会館、小杉放菴記念日光美術館、今市図書館、日光図書館、藤原図書館、杉並木公園ギャラリー、ふくろうの森手塚登久夫石彫館
	文化財課	二宮尊徳記念館、歴史民俗資料館、報徳仕法農家
	スポーツ振興課	今市運動公園、丸山公園、豊岡運動公園、落合運動公園、塩野室運動公園、日光市ホッケー場
	中央公民館	今市文化会館（休館）、勤労青少年ホーム、今市公民館（イオンに移転）
	日光公民館	清滝体育館、日光運動公園、日光体育館、霧降スケートセンター、細尾ドームリンク
	藤原公民館	藤原総合文化会館、藤原運動公園、藤原運動場、川治運動場、下原運動場
	足尾公民館	足尾市民センター、足尾向原テニスコート
	栗山公民館	栗山運動場、西川運動場
議会事務局	議事課	
選挙管理委員会	事務局	
監査委員	事務局	
農業委員会	事務局	
消防本部	総務課	消防本部庁舎
	予防課	
	警防課	
	通信指令課	
	今市消防署	大沢分署、各消防団詰所
	日光消防署	日光消防庁舎、足尾分署、中宮祠分署、各消防団詰所
	藤原消防署	藤原消防庁舎、川治分署、湯西川分署、各消防団詰所

※本庁舎や各行政センターの燃料使用量等については、支払いをしている課で取りまとめる。

第3章 温室効果ガス総排出量の現況把握

1 温室効果ガスの種類と排出源

温対法により削減対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類です。ただし、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類で温室効果ガス全体の97.3%を占めていること、その他の4ガス(HFCs、PFCs、SF₆、NF₃)は2.7%と微量であることから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素とします。

ガスの種類ごとに排出源となる活動と、算定の対象は表のとおりです。温室効果ガス排出量削減のためには、これら算定対象の使用量を抑制する必要があります。なお、公表は二酸化炭素を基準とするため、メタンと一酸化二窒素のガス排出量は、二酸化炭素に換算して行います。

種 類	排出源となる活動	算定の対象
二酸化炭素 (CO ₂) (温暖化係数：1)	燃料の燃焼（公用車・ボイラー・暖房器具・動力・発電施設など）	ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPガスの使用量
	電気の使用	電気の使用量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物に混入した合成樹脂類（廃プラスチック類）の焼却量
メタン (CH ₄) (温暖化係数：25)	燃料の燃焼（こんろ・湯沸・ストーブ）	灯油、LPガスの使用量
	自動車の走行	公用車の走行距離
	下水またはし尿の処理	水処理センター、環境センターの処理水量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量
一酸化二窒素 (N ₂ O) (温暖化係数：298)	燃料の燃焼（ディーゼル機関）	軽油の使用量
	燃料の燃焼（こんろ・湯沸・ストーブ）	灯油、LPガスの使用量
	自動車の走行	公用車の走行距離
	下水またはし尿の処理	水処理センター、環境センターの処理水量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量

2 現在の温室効果ガスの総排出量

2024（令和6）年度

○市役所全体・・・14,656,421（単位：kg-CO₂）

○クリーンセンター・・・14,245,965（単位：kg-CO₂）

《部局別温室効果ガス排出量》2024（令和6）年度

部 局	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)	内 訳 (kg-CO ₂)
企画総務部	17,895	0.12	電気：12,174 (21,585kWh) 燃料：4,955 車：766
財務部	687,129	4.70	電気：544,845 (971,050kWh) 燃料：88,062 車：54,222
地域振興部	13,063	0.10	電気：9,417 (25,044kWh) 燃料：3,417 車：229
市民生活部	1,832,843 クリーンセンターごみ焼却分を除く	12.50	電気：1,528,816 (532,400kWh) 燃料：228,583 車：62,635 環境センターし尿処理分：12,809 (1,031,523kWh)
健康福祉部	318,216	2.17	電気：151,045 (603,577kWh) 燃料：111,082 車：56,089
観光経済部	619,732	4.22	電気：352,581 (743,116kWh) 燃料：254,645 車：12,506
建設部	38,883	0.26	電気：23,744 (78,526kWh) 燃料：837 車：14,302
上下水道部	3,501,832 水道事業 (2,621,755) 下水道事業 (880,077)	23.90	電気：3,354,509 (5,302,992kWh) 燃料：13,976 車：14,632 下水道処理分：118,715 (1,396,268kWh)
日光行政センター	875,162	5.97	電気：438,251 (1,065,051kWh) 燃料：425,714 車：11,197
藤原行政センター	360,850	2.46	電気：306,286 (776,663kWh) 燃料：45,647 車：8,917
足尾行政センター	417,659	2.85	電気：219,343 (869,447kWh) 燃料：180,105 車：18,211

栗山行政センター	1,496,023	10.20	電気：690,566 (1,783,798kWh) 燃料：785,764 車：19,693
教育委員会	3,986,822 小中学校 (2,360,485) スポーツ施設 (1,352,511) その他 (895,090)	27.20	電気：2,650,017 (8,293,608kWh) 燃料：1,263,421 車：73,384
選挙管理委員会	3,174	0.02	燃料：3,174
議会事務局	1,359	0.01	車：1,359
農業委員会	703	0.01	車：703
消防	485,077	3.31	電気：285,906 (538,121kWh) 燃料：40,301 車：158,870
合計	14,656,421	100.00	電気：10,567,500 (21,604,978kWh) 燃料：3,449,684 車：507,713 環境センターし尿処理分：12,809 下水道処理分：118,715

《一般廃棄物処理施設 温室効果ガス排出量》2024（令和6）年度

施設名	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)	内 訳 (kg-CO ₂)
クリーンセンター (ごみ焼却分)	14,245,965	100.00	燃料：1,719,485 ごみ：12,526,480 (30,550t)

第4章 温室効果ガスの削減目標

1 削減の数値目標（クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガスを除く）

温室効果ガスの削減目標は、2021（令和3）年10月の政府実行計画で、2030（令和12）年度までの削減目標を2013（平成25）年度比で50%とし、また栃木県が2022（令和4）年3月に策定した「とちぎ2050年カーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」も削減目標を50%としていることを踏まえ、市役所の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減目標を50%とします。なお、温室効果ガス排出量は、年度毎の排出係数を用いて算出します。

市役所全体の削減数値目標・・・・・・・・50%

事業別の温室効果ガス排出量

	2013(平成25)年度排出量 (kg-CO ₂) (基準年度)	2024(令和6)年度 (現状値)		2030(令和12)年度排出量 (kg-CO ₂) (目標年度)
		排出量 (kg-CO ₂)	2013年度比 削減率	
本庁・消防部局	4,979,085	4,018,073	19.3%	2,489,543
各行政センター	4,693,642	3,149,694	32.9%	2,346,821
教育委員会	5,952,254	3,986,822	33.0%	2,976,127
水道事業	2,464,241	2,621,755	▲6.4%	1,232,121
下水道事業	765,303	880,077	▲15.0%	382,652
合計	18,854,525	14,656,421	22.3%	9,427,263

原因別の温室効果ガス排出量

	2013(平成25)年度排出量 (kg-CO ₂) (基準年度)	2024(令和6)年度 (現状値)		2030(令和12)年度排出量 (kg-CO ₂) (目標年度)
		排出量 (kg-CO ₂)	2013年度比 削減率	
車両による	917,358	507,713	44.7%	458,679
電気使用による (参考：kWh)	12,294,896 (29,940,565)	10,567,500 (21,604,978)	14.0%	6,147,448 (14,970,282)
燃料使用による	5,491,795	3,449,684	37.2%	2,745,898
し尿処理による	21,683	12,809	41.0%	10,842
下水処理による	128,793	118,715	7.8%	64,396
合計	18,854,525	14,656,421	22.3%	9,427,263

2 クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス削減の数値目標

クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス削減についても、2013（平成 25）年度を基準年度とします。

「第 2 期日光市一般廃棄物処理基本計画」において、市民一人 1 日当たりのごみ排出量の削減目標を 5 年間で 5 パーセントとしていることを準用し、本計画では前計画の目標値である 2013（平成 25）年度からの 25%削減に 5%を加算した 30%を削減目標とします。

ごみ焼却に伴う削減数値目標・・・30%

クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量の推移

年 度	排出量 (kg-CO ₂)	内 訳		
		一般廃棄物 焼却量(t)	一般廃棄物内 プラスチック率(%)	LPG 使用量 (m ³)
2013(平成 25)年度	19,566,739	33,783	23.0	361,490
2019(令和元)年度	15,884,760	30,550	20.7	286,058
2020(令和 2)年度	15,086,435	26,317	23.10	246,848
2021(令和 3)年度	14,071,736	27,865	20.20	244,511
2022(令和 4)年度	15,493,402	27,648	22.50	254,231
2023(令和 5)年度	15,735,696	28,916	21.85	274,635
2024(令和 6)年度	14,245,965	27,209	20.85	264,536
目標年度 2030(令和 12)年度	13,696,717			

■クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス削減目標の設定方法■

2013(平成 25)年度の温室効果ガス排出量：19,566,739kg-CO₂

ごみ焼却に伴う削減数値目標：30%

$19,566,739 \text{ (kg-CO}_2\text{)} \times 70 \text{ (\%)} = \underline{13,696,717 \text{ (kg-CO}_2\text{)}}$

第5章 削減への取組

1 具体的な取組

削減目標を達成するために、全庁を挙げて次の4つの分野の取組を推進します。

①エネルギー使用量の削減

項目	取組
照明の使用	昼休みの間は、事務室等の不要な照明を消します。ただし、市民対応窓口は除きます。 始業前や残業時、休日出勤時は、業務に支障のない範囲で職員のいない箇所の照明を消します。
電気機器等の使用	会議や外出時などパソコンを長時間使用しないときは、電源を切ります。 退庁時にはパソコンなどのコンセントを抜きます。 各職場の最終退庁者は、パソコンなどの電源が切られていることを確認します。 待機電力削減のため、長時間使用しない電気製品はコンセントを抜きます。
冷暖房・空調 温度の管理、 冷暖房負荷 の軽減	集中管理ができない施設は、冷房 28℃、暖房 20℃を目安に、適切な温度管理を行います。 会議の10分前まで冷暖房は入れません。 会議室を使用するときは、冷暖房が必要ない時間帯を優先して利用します。 外気の導入や換気の励行など、室内温度の調整を図ります。 ブラインド、カーテン等を有効に利用して、日差しの調整を行います。 冷房及び暖房期間中のクールビズやウォームビズに取り組みます。

②資源の有効利用

項目	取組
水利用の抑制	日常的な節水を徹底します。
用紙類の使用の制限	送付文を極力省略するなど、事務手続きの簡素化に努めます。 資料などを複写する際は、必要性を十分に吟味し、安易な複写を避けます。 会議資料の簡素化、サイズ縮小、両面印刷など資料の削減に努めます。 資料などの誤りは手書き修正し、再印刷はしません。 安易にホッチキスは使用しません。会議の資料等は一つにまとめ、ページをふります。 会議での封筒を配布しません。 不要紙の裏面利用を徹底します。 ファイルボックスやフォルダ、封筒などの繰り返しの使用に努めます。 庁内LAN、電子メールの活用などによるペーパーレス化を推進します。
廃棄物発生 の抑制	事務用品の共有化及び再利用を図ります。 物品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図ります。 ダンボール・新聞・雑紙や缶・びん・ペットボトルなどの分別収集・リサイクルを徹底します。 使い捨て製品の使用を止め、詰め替え等ができる製品を使用します。

③公用車の利用

項 目	取 組
エコドライブの実施	急発進、急加速、急停車、空ぶかしなどはしません。
	駐停車時のアイドリングストップを徹底します。
	カーエアコンの使用を控えめにします。
	車内から不要な荷物を降ろします。

④物品の購入・製品の導入等

取 組
パンフレットやチラシの印刷は必要最低限の部数にします。
再生紙、リサイクル製品・資材を率先して購入します。
再生プラスチックまたは植物を原料とするプラスチックが使用されている製品の購入に努めます。
長期間使用できる製品を購入します。
使い捨て製品の使用を止め、詰め替え等ができる製品を使用します。

※詳細な「物品の購入・製品の導入」は、日光市グリーン購入基本方針の判断基準に基づき行います。

2 イベントにおける取組

以下の日光市イベント環境配慮指針に基づき、市が開催するイベントにおいて環境負荷の軽減を図ります。

日光市イベント環境配慮指針

第1 指針策定の趣旨

イベントは、市が実施する各種施策の普及、啓発等に有効な手段であることから、様々なかたちで数多く取り組まれています。規模の大きなイベントほど多くの人々が来場することから、大量の資料が配布され、様々なエネルギーが使用され、また、多くの人々が飲食します。

これらの事柄を環境への影響という観点から見ると、紙くず、容器などのごみの排出や電力、ガソリンなどのエネルギーの大量消費等が見えてきます。このような中、様々な文化遺産や自然環境を有する日光市からイベント等を通じ、環境への配慮を訴える必要があります。

このため、市が開催するイベントにおいて、自主的な環境配慮を行うことで、環境負荷の軽減等を図ること及び環境に配慮したイベントとしてアピールすることを目的として「日光市イベント環境配慮指針」（以下「指針」という。）を策定します。

第2 指針の対象となるイベント

市が開催するイベントには、式典、恒例的に行う行事、講演会、シンポジウム、フェスティバル、フェア、スポーツ大会、祭り、記念事業、集い、展示会、フォーラムなどがありますが、これらのうち、不特定多数の市民が自由に参加できるイベントであって、市又は市が構成員となる実行組織が主催し、又は共催するものを指針の対象とします。

第3 環境配慮

次に掲げる環境配慮を行うこととします。

(1) 省エネルギー・省資源の推進

イベントでは、照明や空調などの電気エネルギーや印刷物などの紙資源等を消費することが想定されます。

そこで、エネルギーや資源の使用削減に努めるとともに、物品やサービスの購入にあたっては、環境に配慮したものを優先します。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクル等の推進

イベントには多くの人々が来場することから、大量の廃棄物が発生する可能性があります。

そこで、廃棄物・リサイクル対策の優先順位（①廃棄物等を発生させない、②再使用する、③再生利用する、④適正に処理する）を踏まえ、イベントの計画段階から、ごみになりそうな物品や再使用できない物品の購入や配布をできる限り減らすとともに、発生が避けられないごみについては再生利用と適正処理に努めます。

(3) 運営体制の整備

環境配慮を実施していくために必要な運営体制を整備し、開催時のみならず、計画や準備の段階から取組を進めていくことが重要です。

(4) 会場周辺の環境保全

屋外で開催するイベントでは、会場周辺の自然環境の保全やポイ捨ての防止、歩きタバコ防止等に十分配慮し、環境に負荷を与えることのないよう努めます。

第4 環境配慮イベントの周知・環境保全活動の普及啓発

イベントには様々な人々が参加します。参加者の環境保全に対する理解や実践活動を促進する良い機会です。

環境をテーマにしたイベントであるかどうかを問わず、イベント開催時の環境配慮を通して参加者の環境保全に向けた意識啓発を図ります。

- ① 環境に配慮したイベントであることを積極的にPRします。
- ② 環境配慮の取組内容を参加者に分かりやすく伝えます。
- ③ 参加者の自主的な環境保全の取組を促進します。
- ④ 環境保全に関する情報の提供に努めます。

3 削減効果の高い取組

削減目標を効果的に達成していくためには、前述 1、2 の取組に加え、削減効果の高い取組を重点的に進め、温室効果ガス排出量の多い施設における削減対策を講じていくことが有効なため、次の取組を進めていきます。

① 市施設への太陽光発電施設の整備

太陽光発電や太陽熱利用等の再生可能エネルギーの利用を促進することにより、エネルギー使用量を削減し、温室効果ガスの排出量削減を図ります。太陽光発電は発電時に温室効果ガスを発生しないエネルギーシステムであり、普及が進むことによって、二酸化炭素に関しては相当量の削減効果が期待できます。

【再生可能エネルギーの導入状況】

再生可能エネルギーの種類	設置状況	設置容量	発電量 kWh 2024年度（令和6年度）	今後の導入予定
太陽光発電等	市役所本庁舎	14kW	14,096	精査しながら決定する。
	日光行政センター	46kW	42,392	
	藤原行政センター	15kW	17,407	
	足尾行政センター	20kW	※1 -	
	栗山行政センター	10kW	13,203	
	落合地区センター	10kW	10,316	
	豊岡地区センター	10kW	※2 8,270	
	大沢地区センター	10kW	10,908	
	塩野室地区センター	10kW	11,802	
	湯西川地区センター	10kW	※3 1,713	
	瀬尾浄水場	100kW	※4 58,086	
	湯西川水処理センター	50kW	54,245	
	日光消防署	10kW	11,741	
	藤原消防署	15kW	※5 -	
	おひさま保育園	11kW	※6 3,495	
温泉保養センター	100kW	81,203		
太陽光発電 計		441kW	338,880	
サーマルリサイクル発電	クリーンセンター	2,000kW	8,445,380	

※1 令和2年度からモニタリング計器の故障により、計測不能

※2 R6.6月～9月故障により発電なし

※3 R6.5月～R7.2月故障により発電なし

※4 機器に不具合があるが、浄水施設への影響が少なく、経過観察中

※5 システムの故障により R5年11月より計測不可

※6 R7.1月開園

② 照明のLED化・省エネ設備導入

政府実行計画において、既存設備を含めた全体のLED照明の導入割合を100%とすると目標設定していることから、市有施設においても、照明のLED化を促進していきます。

第2期公共施設マネジメント実行計画において継続することとした公共施設全般について、LED化状況を調査し、令和6年度時点で未整備となっている施設(76施設 約6,700基 想定事業費:約350,000千円)を早急に更新します。更新にあたっては、事業の迅速性を確保するため、設計・施工一括発注方式(デザインビルド(DB)方式)を採用することとしています。

また、温室効果ガス及びコスト削減効果が高い空調設備についても、設備の稼働年数や電気使用量の実績から優先順位の検討を行い、順次設備改修を実施します。

③ 電動車の導入

公用車については、政府実行計画において新規導入・更新を2022年度(令和4年度)以降全て電動自動車とし、使用する公用車全体でも2030年度までに全て電動車とすると目標設定しています。このため車両の新規購入及び更新については、特殊な事情がない限りは、電動車を基本に検討します。

【電動車の導入状況】

年 度	庁用車台数	内 訳		
		電動車		電動車 以外
		ハイブリッドカー	電気自動車	
2013(平成25)年度	463台	24台	6台	433台
2024(令和6)年度	417台	43台	10台	364台

④ 可燃ごみ排出量の削減

庁舎内で行う会議の資料は、ペーパーレスを原則とし可燃ごみの削減に努めます。また、缶、ビン、ペットボトル等の再資源化が可能なものは、リデュース・リユース・リサイクルを推進し、また職員が意識的にマイボトル等を利用することで資源ごみの減量化や製造にかかるエネルギー削減を図り、温室効果ガスの排出抑制を推進します。

○可燃ごみ排出量:2013(平成25)年度比50%削減 (2030(令和12)年度目標量:6,943kg)

【市役所本庁舎・東庁舎・西庁舎からのごみ排出量】

年 度	可燃ごみ (kg)	2013(平成25) 年度比削減率	資源物(kg)	
			缶・ペットボトル	ビン
2013(平成25)年度	13,886	—	1,380	179
2024(令和6)年度	11,212	19.3%	1,619	104

⑤ 水道・下水道使用量の削減

水の有効利用は、浄水場や排水処理に必要な下水処理施設等におけるエネルギー使用量の削減につながり、メタン排出の抑制にもつながります。これまでの公共施設の廃止や本庁舎建て替え時におけるトイレ洗浄水の雨水利用等により令和6年度の実績では、2013(平成25)年度比で50%以上使用量を削減できているが、引き続き水の使用量の削減を図り、温室効果ガスの排出抑制を推進します。

○水道使用量 : 2024 (令和6) 年度比 5%削減

下水道使用量 : 2024 (令和6) 年度比 5%削減

(2030 (令和12) 年度目標量 **水道** : 169,786 m³ **下水道** : 103,569 m³)

【水道及び下水道使用量】

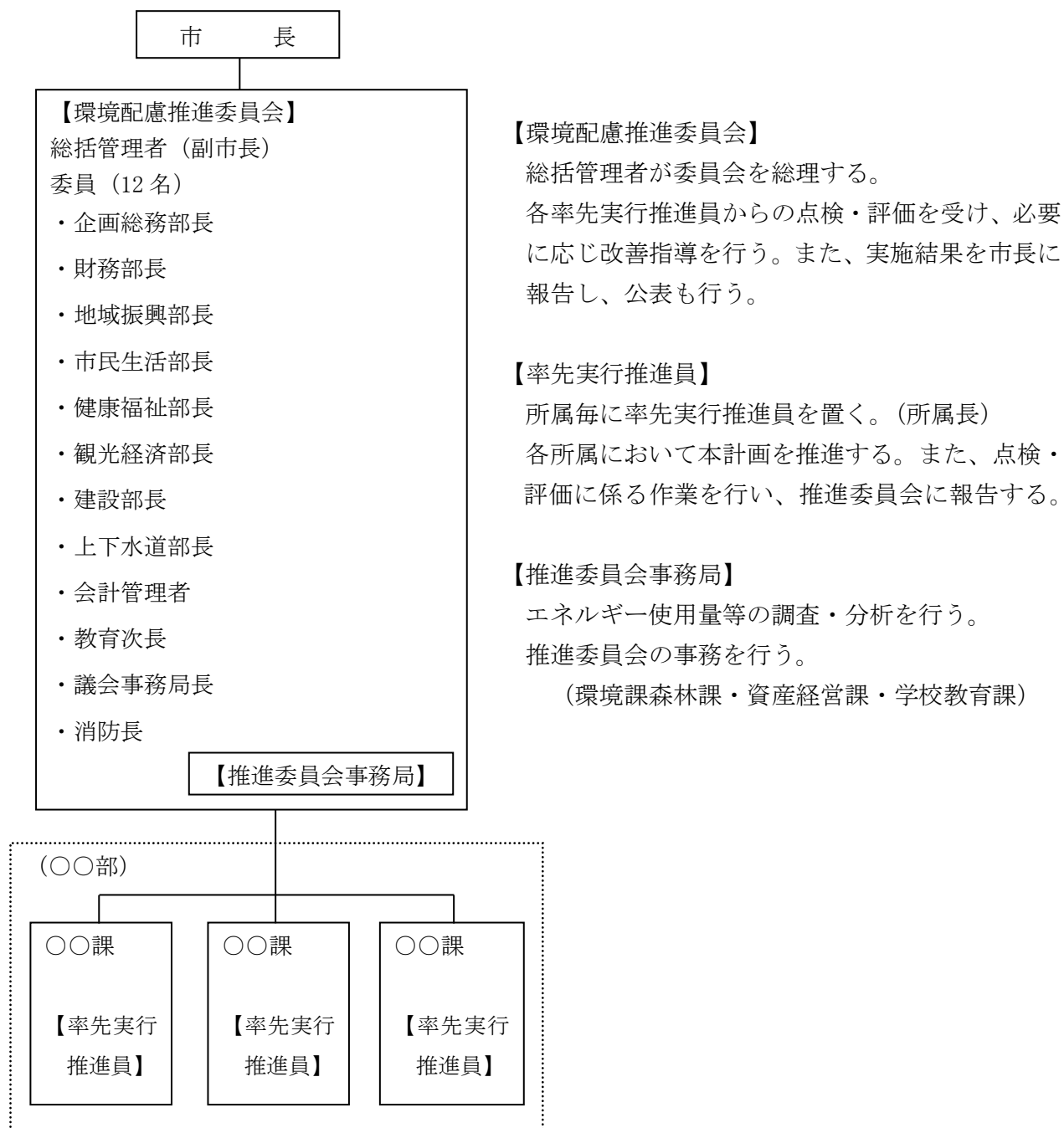
年 度	水道使用量 (m ³)	2013 (平成25) 年度比削減率	下水道使用量 (m ³)	2013 (平成25) 年度比削減率
2013 (平成25) 年度	311,530	—	193,266	—
2024 (令和6) 年度	178,722	57.3%	109,020	56.4%

※対象施設は、市役所庁舎（本庁、各行政センター、地区センター及び出張所）、消防庁舎（消防本部、各消防署及び分署）、各小中学校、各保育園等

第6章 推進・点検体制

1 組織体制

本計画の推進にあたっては、日光市役所環境配慮推進委員会（以下、推進委員会とする。）を組織し、計画的に推進していきます。また、計画の進捗状況を把握し、計画の点検・評価を行い、必要に応じて事業の取り組みや目標についての見直しを行います。



2 推進のための方策

・職員に対する削減取組の徹底

計画書及び年次報告書の掲示し、率先実行推進員の指揮のもと、各所属等の職員一人一人の意識の高揚を図り、P11「具体的な取組」を実行する。

第7章 計画の点検・評価

1 点検方法

① 総排出量

組織別、活動項目別にどれだけ温室効果ガスを排出したか点検します。

② 取組状況

取組が組織別にどれだけ行われたかを点検します。

③ 他の情報の入手

総排出量は温室効果ガスを排出させる要因（活動）と削減させる要因（取組）とによって決まります。しかし、単に排出量をすべて取組状況の結果として判断するのではなく、事務・事業及び施設の拡張などの活動状況に関する情報も入手し、総合的な評価を行います。

【率先実行推進員の業務】

- ◆前年度の「施設の電気使用量・燃料使用量」「公用車の燃料使用量・走行距離」「上下水道使用量」「ごみの排出量」を集計し推進委員会事務局に報告する。
- ◆所属全体の取組として、取組点検表を作成し、推進委員会事務局に報告する。
- ◆施設整備・修繕に関する取組（計画・実施）を推進委員会事務局に報告する。

2 点検結果の評価

① 点検結果の集約

(1) 総排出量

組織別、活動項目別に作成した表に整理します。温室効果ガスごとの排出量及び温室効果ガスの総排出量は施設別、活動項目別に算出します。

(2) 取組状況

取組内容別に集計し表に整理します。

② 総排出量に対する考察

- (1) 総排出量を前年または基準年と比較して、その増減の背景を考察します。必要に応じて組織・施設別、または活動区分別の値を参考にします。
- (2) 目標達成の実現について考察します。

③ 取組状況に対する評価

- (1) 取組内容を前年または基準年と比較して、その取組の背景を考察します。必要に応じて組織・施設別、または取組別の内容を参考にします。
- (2) 「②総排出量に対する評価」の結果と取組状況を合わせて、取組効果について考察し、その後の取組について検討します。

【推進委員会事務局】

- ◆率先実行推進員の報告を基に温室効果ガスを集計・分析し、結果を推進委員会に報告する。

【推進委員会】

- ◆会議を開催し、目標に対する全体の達成状況、並びに各部の達成状況を点検・評価し、各部に対して必要な改善指導を行い、市長に報告する。

3 点検結果の公表

年次報告書を作成するとともに、市のホームページで市民等に対する公表を行います。

4 計画の見直し

① 目標、取組の見直し

計画の点検・評価を受けて、目標や取組の重大な見直しが必要な場合（事務・事業、組織の拡大等に伴い目標値が現状に合わなくなったなど）には、見直しを行います。

② 運用の仕組みの見直し

推進・点検体制、各種調査票、公表の方法など運用にあたっての仕組みが計画のねらいどおり機能していない場合には、PDCAサイクルを活用して、その解決に努めるものとします。

【点検・評価のフローチャート】

